

令和2年8月

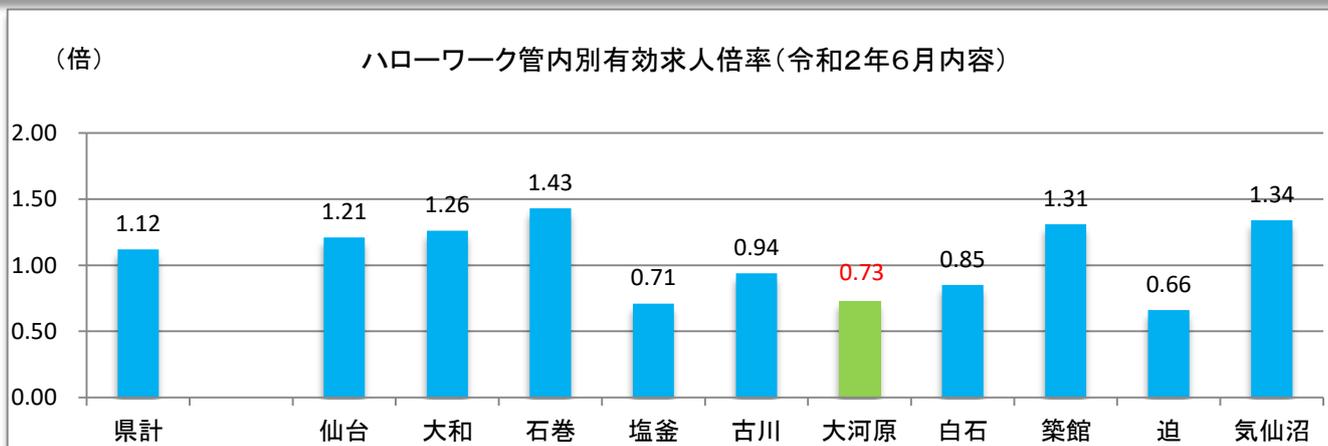
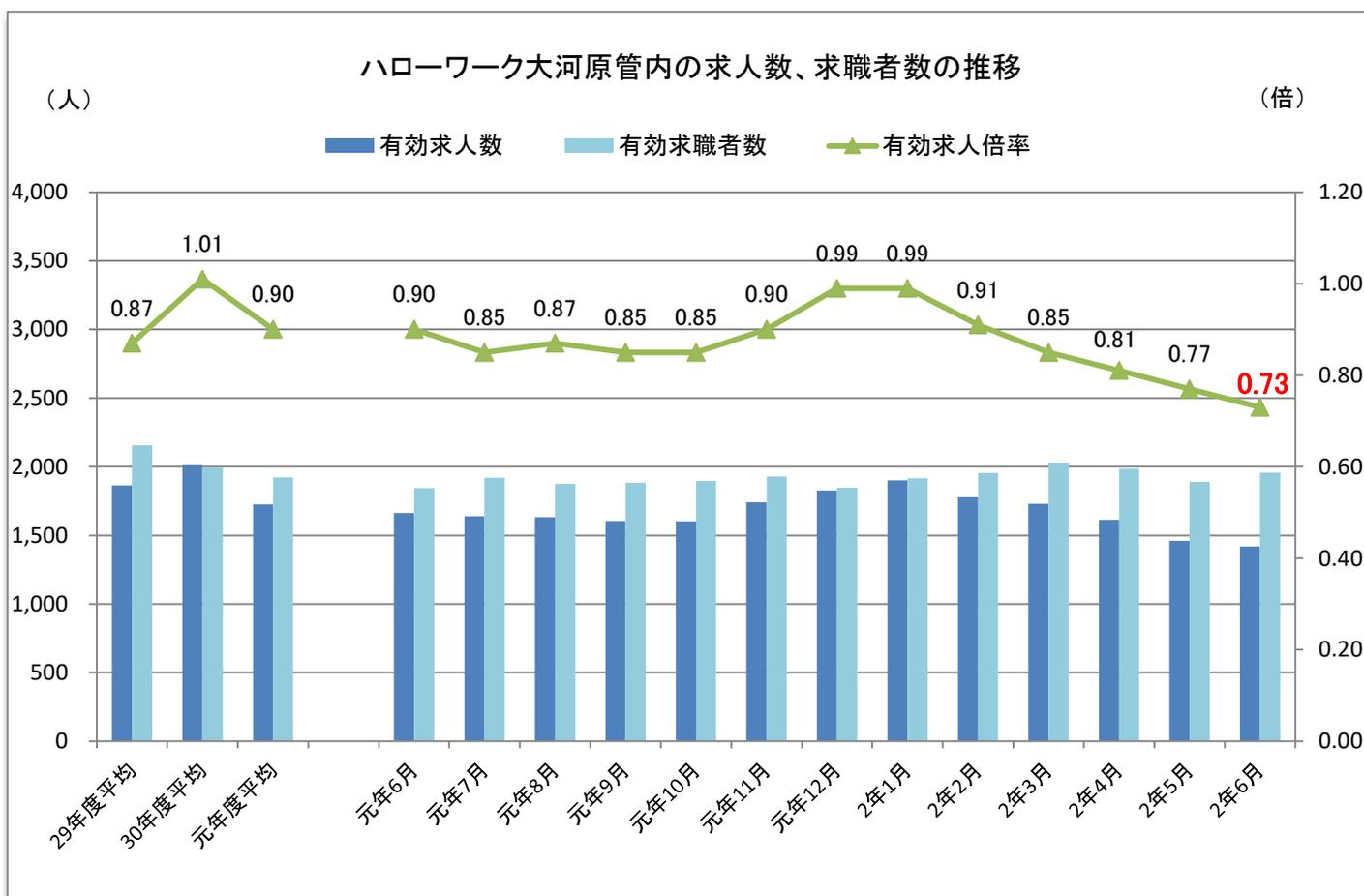
管内の雇用状況(令和2年6月内容)

ハローワーク大河原
〒989-1201
柴田郡大河原町大谷字町向126-4
オーガ1F
電話 0224-53-1042

有効求人倍率0.73倍

ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中でも低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

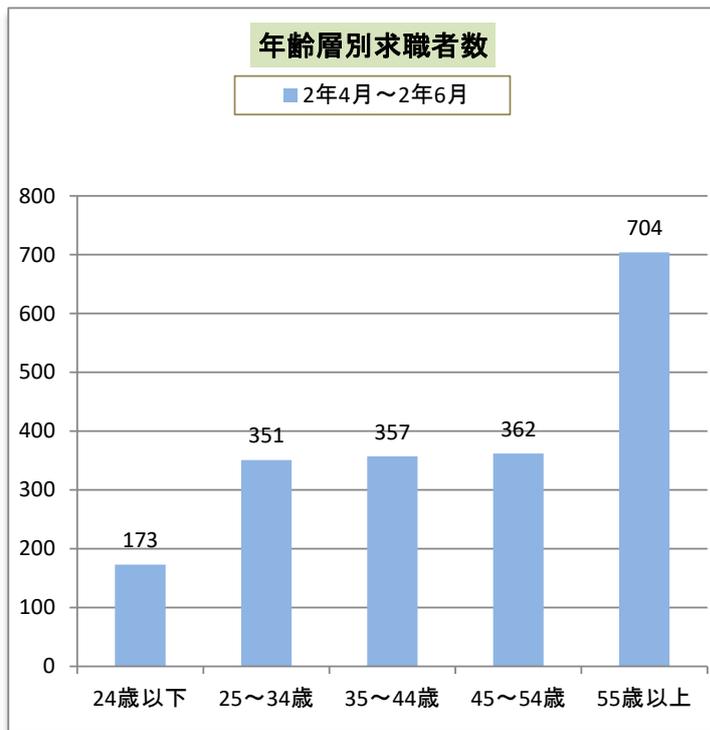
<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いことを示しています。



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。



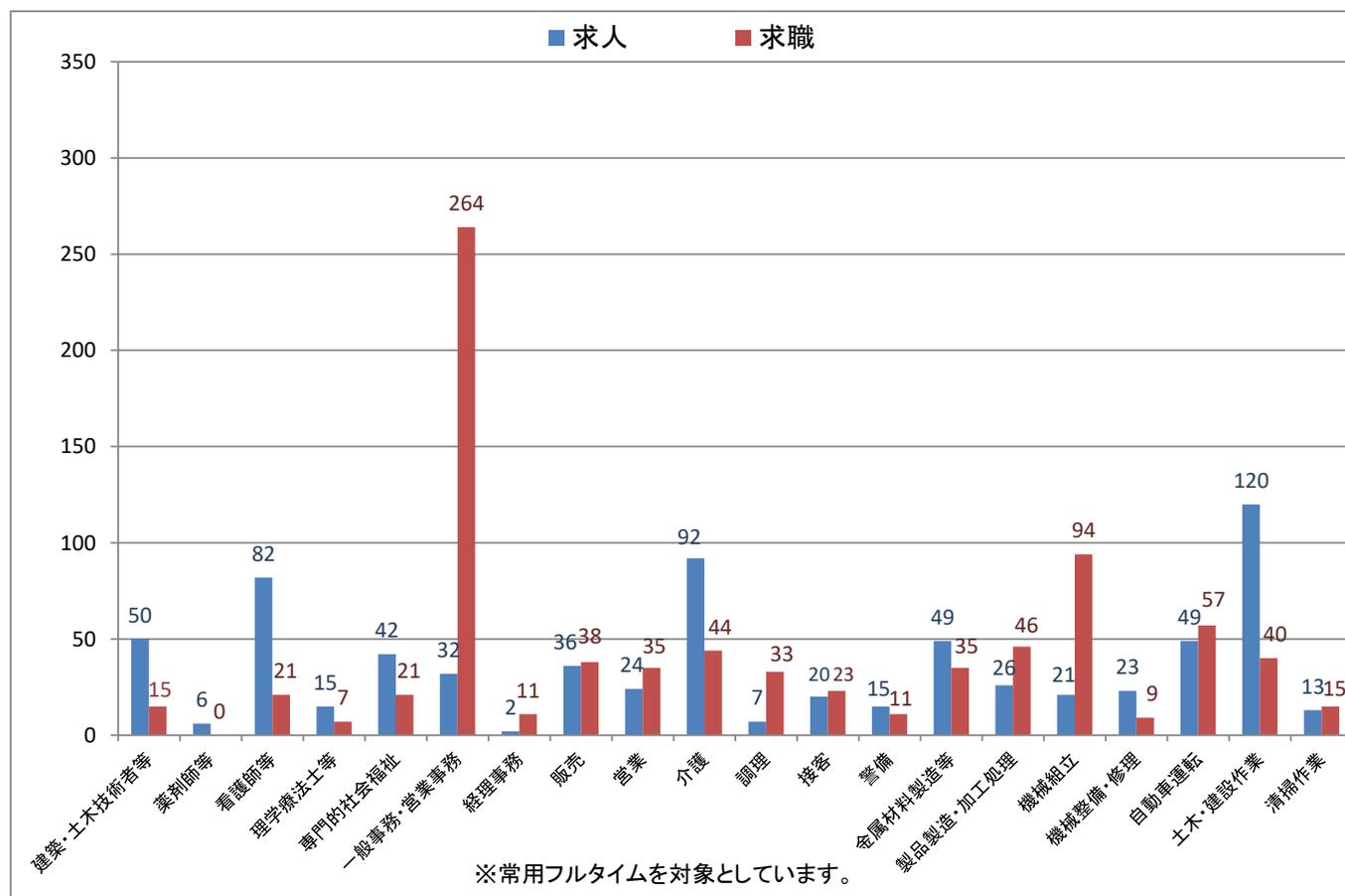
※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【2年6月内容】



職業別新規求人賃金情報

【2年4月～2年6月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	30	0	3	7	9	12	14	23
薬剤師等	4	0	0	0	1	1	1	4
看護師等	50	0	9	22	40	37	29	14
専門的・社会福祉の職業	36	3	15	23	24	13	8	3
一般事務員・営業事務員	42	22	29	18	11	6	3	0
経理事務員	2	0	0	0	2	1	1	0
販売員	23	4	16	14	16	6	6	3
営業員	16	0	7	9	12	8	7	1
介護の職業	53	13	39	37	18	5	1	0
調理の職業	5	2	3	2	1	0	1	1
接客の職業	9	2	6	6	4	0	0	0
警備員	2	1	1	1	0	0	0	0
金属材料製造の職業	32	3	23	28	22	14	13	6
製品製造・加工の職業	14	5	6	10	8	3	2	0
機械組立の職業	6	2	1	4	1	1	0	0
機械整備・修理の職業	10	0	8	9	8	5	3	3
自動車運転の職業	35	3	6	12	12	16	17	13
土木・建設の職業	56	1	8	30	39	38	33	22
電気工事の職業	8	0	2	5	5	6	4	4
清掃の職業	9	1	3	7	6	3	2	2

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人を賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。この資料は四半期ごとに更新しています。

中途採用者採用時賃金情

【2年4月～2年6月内容】

(月額、単位:千円)

	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	195	217	215	214	227
専門・技術	193	232	244	225	243
事務	207	209	212	216	203
販売	200	218	214	200	*
サービス	176	188	192	193	226
警備	*	*	211	*	*
農林漁業	*	224	*	188	196
運輸	*	245	234	203	223
生産工程・労務	196	201	180	224	214

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更新しています。

ハローワークからのお知らせ

労働者・事業主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内

制度概要

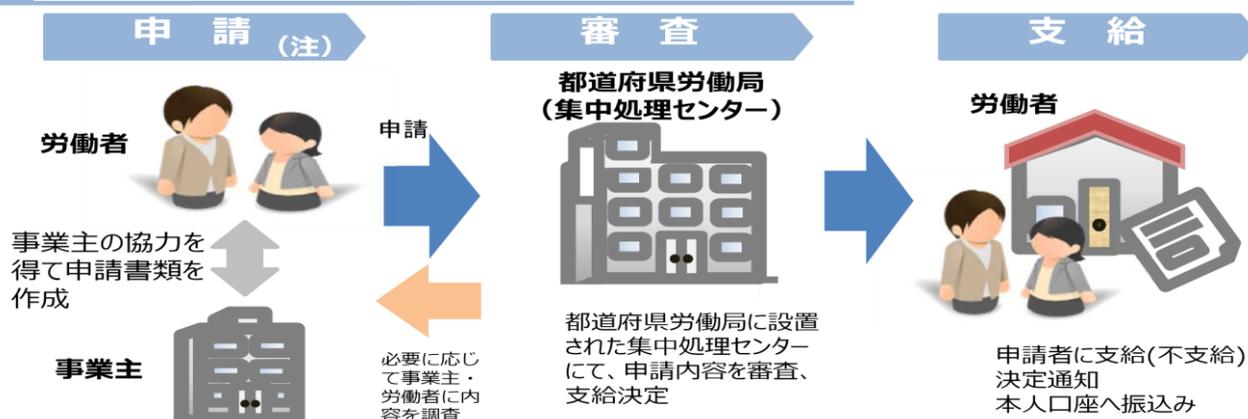
主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。

① **令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者**

② **その休業に対する賃金（休業手当）を受けられない方**

※ 詳細は厚生労働省HPに掲載した給付金Q&A等をご確認ください。

申請の流れ



(注)

- 複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要があります。1つの事業所分の申請をした期間については、その申請以外全て無効になります。
- 申請書類の作成に当たり事業主の協力を得られない場合は、法律に基づき都道府県労働局から事業主に対して報告を求め、その回答があるまでは審査を行うことができません。その分申請から支給まで時間を要することとなります。
- 不正行為により支援金・給付金の支給を受けた場合には、労働者に対して、最大で支給額の3倍の額を請求することがあります。また、その関係者が故意に不正行為を行った場合には、労働者と連帯して上記の額の納付を求めたり、その名称等を公表することがあります。

お問い合わせは

■ 給付金制度の詳細、給付金Q&A、申請書のダウンロードなど

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HPをご確認ください

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

■ お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15



厚生労働省・都道府県労働局

掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月初めに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。